

美濃部達吉

たけきち

憲法學・行政法學者、法學博士。明治八年五月七

日兵庫縣高砂生れ、昭和二十二年五月二十三日歿（八七—一九四）。號

三塔、七古泉、夢窓。明治二十年東京帝大法科大學政治學科卒。二十二年

年歐洲留學、二十五年東京帝大教授、翌年東京高等商業學校教授兼任。

四十五年大皇機關説を主張し上杉慎吉と論争。大正九年東京商科大学

教授兼任、十二年九州帝國大學法學部長兼教授。昭和七年貴族院議員

となるも、十年機關説を不敬罪として告訴せられ、主著二冊）『憲法

概要』、『逐條憲法精義』、『日本憲法の基本主義』（は發賣禁止處

分を受け、貴族院議員を辭した。二十一年樞密院顧問官。また、明治二十

四年在ベルリン邦人俳句同好會白人會（巖谷小波會主）（古京の號で

參加してゐる。妻氏は菊池大麓の娘、經濟學者で東京都知事を務め

た、美濃部亮吉はその長男。

著書に、『憲法概要』（大正十一年四月二十日有斐閣）、『現代憲政評

論―選舉改正論其の他』（昭和五年二月十日岩波書店）、『日本

マ字綴り方』（昭和六年五月五日ローマ字ひろめ會）、『行政法』全

二冊（Ⅰ・昭和八年十一月十日、Ⅱ・九年十月十五日岩波書店）『岩波

全書』）、『法の本質』（昭和十年七月十日日本評論社）『美濃部達吉

論文集』第一卷）、『行政刑法概論』（昭和十四年四月、二十七岩波

書店）、『公務員賄賂罪の研究』（昭和十四年五月十五日岩波書店）、

『讀書の心―學園隨想』（他十の人名合著・帝國大學新聞社編集部編、

昭和二十二年二月十日帝國大學新聞社出版部）、『新憲法概論』（昭

和二十二年四月十日有斐閣）『法學叢書』（）、『米國憲法概論』（昭和

二十二年九月二十五日有斐閣）、『新憲法の基本原理』（憲法法普及會

編、『昭和二十一年十月二十日國立書院「新憲法入系」』、『日本國憲
 法原論』（昭和二十二年四月二十日有斐閣）、『國語の擁護—現代假
 名遣ひと駁す』（他十一名合著・國語教育研究所編、昭和二十二年九
 月十日城北書房）等。譯書は、ゲオルグ・イエリネツク著『人權宣言
 論外二篇』（昭和二十一年七月二十五日日本評論社「法學叢書」）。
 關係書は、義田胸喜著『美濃部博士の大權蹂躪—第二・我等は如何に
 してこの凶逆悪態を處置すべきの』（昭和十年二月五日原理日本社
 「こきしまのみち叢書」）、野村重臣著『機關說 以上の 邪説亦化憲法論批
 判』（昭和十一年一月十日京都・日本國民科學研究所）、北野豐治郎
 著『國體の本義と元首の國法上の地位—附上杉博士對美濃部博士論戰
 と其批判の批判』（昭和十二年一月二十八日大阪・北野研究所）、尾
 崎士郎著『天皇機關說』（昭和二十六年十月十日文藝春秋新社）等。

